

5 豊出会第52-1号
令和6年3月28日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 梅丸 晃 様

豊前市長 後藤 元秀
(出納室)

定期監査等の結果について(回答)

令和5年12月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 収納印登録兼管理台帳の整備等について

本市では、地方自治法第171条第4項により、会計管理者の職務権限に属する事務の一部について出納員へ委任し、出納員から現金取扱者に再委任している。

豊前市出納員規則第8条により、出納員及び現金取扱員、収納印について明確にするために収納印登録兼管理台帳を備えているが、人事異動による出納員及び現金取扱員の変更がされていないものが散見された。また、収納印については豊前市出納員規則第7条の別表により、字体、サイズ、文言が定められているが、異なる仕様の収納印が使用されているものがあった。

出納員及び現金取扱員の変更については随時遅滞なく届出をし、収納印を新たに作成する場合は規則に則り作成するなど、収納印登録兼管理台帳が適正に整備されるよう関係部署の指導に努められたい。

また、出納員及び現金取扱員に対する事務委任の内容は、長の権限においてその旨を規則や告示により公表する必要があるため、領収書様式や誰にその発行権限があるか等について関係部署と協議し、必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

出納員及び現金取扱員の変更時は遅滞なく届出すること、収納印を新たに作成する場合は規則に則り作成するよう関係部署の指導に努めます。

また、事務委任の内容について規則や告示による公表等、関係部署と協議し必要な措置を講じます。

2. 基金に属する現金の管理及び運用について

基金に属する現金の歳計現金への繰替運用及び債券運用にかかる事務処理を出納室が行っているが、これは市長の権限に属する事務のため、出納室に権限を分掌させることについて関係部署と協議し、基金を効率的に運用するために必要な措置を講じられたい。

出納室は、地方自治法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するための会計管理者の補助組織であるため、会計管理者または市長の権限に属する事務の区分を整理し適正な事務の執行に努められたい。

【措置内容】

基金の管理及び運用について財務課等と協議し、事務区分の整理、適正な事務を執行します。